

令和8年10月1日以降に開講するeラーニングコースの認定申請等に関する重要なお知らせ

番号	文書	改訂内容	備考
1	留意事項(本文)	留意事項の適用時期について	令和8年10月1日以降に開講する訓練科から適用されます。 ※令和8年9月30日までに開講する訓練科においては「求職者支援訓練(eラーニングコース)の認定申請書を提出するに当たっての留意事項(令和8年4月1日以降に申請する訓練科から適用)」が適用されます。
2	留意事項(本文)	民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修の受講要件の適用猶予について	令和8年10月1日以降に開講する訓練科について、令和8年6月末までに申請を行う場合は、本要件の適用が猶予されます。
3	留意事項(本文) 求職者支援訓練の選定方法 認定様式第15の1号、15の2号	選定における加点要素(質の向上に取り組んでいる等の運営体制)について	職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度の再開に伴い、加点要素のうち「質の向上に取り組んでいる等の運営体制」について、下記のとおり変更となります。 ・「公的職業訓練に関する職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定の取得」について、認定段階に応じた加点(ゴールド:15点、シルバー:10点、ブロンズ:5点)となります。 (令和5年度末までに取得した適合事業所認定については、15点の加点となります。) ・「民間教育訓練機関における職業訓練サービスの質向上のための取り組み」(自己診断表による検証等)について、加点の対象外となります。
4	留意事項(本文)	職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定マークの使用について	職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定制度が再開されたことに伴い、認定マークが変更となります。
5	認定様式	様式の改正について	下記の様式を改正しました。 ・認定申請書等提出書類一覧 添付書類を修正しました。 ・認定様式第15の1号、15の2号 加点要素の変更に伴い、入力欄を修正しました。
6	全般	その他、軽微な文言の追記・修正。	